別紙　歎願書

一、[illegible]ハ勝手ニ[illegible]シ[illegible]シ日給金額ヲ支給スル事

一、日給ニ割増ヲ付サレ度シ

一、早引賃銀ヲ[illegible]ノ場合ハ日給金額ヲ支給シ[illegible]

一、皆勤賞与ヲ支給サレ度シ

一、休憩時間ヲ午前午後各々五分ヲ与ヘラレ度シ

一、食事ノ際ハ茶ヲ與ヘラレ度シ

一、女工ニ対シテ丁寧ニ御名ヲ呼ベレタシ

一、女工ノ差別待遇ヲセザルコト

一、傍観職業ノ際ハ時々ヲ以テ賃銀ヲ支拂ヒスルコト

一、下山者ノ分傷ニ対シテ傷害扶助料ヲ支給セラレタシ

一、賞与ヲ年二回(義金)日給ヲ十日分ヲ支給スルコト

一、年二回日給ノ定期昇給ヲセラレタシ

一、年四ノ問題ニ付テ絶対ニ職権者ヲ出サザルコト

一、勤務ニハスリーブノ数ヲ増シ設備ノ刷新ヲ為サレ度シ

昭和二年　月　日

石塚電球製作株式会社一同

石塚利助殿